

山形広域環境事務組合一般職の職員等の旅費  
の調整等に関する規程

〔平成4年3月〕  
共衛訓令第1号

改正 平成7年3月山広環訓令第6号 平成19年3月山広環訓令第2号

山形広域環境事務組合一般職の職員等の旅費の調整等に関する事項については、山形市一般職の職員等の旅費の調整等に関する規程（昭和46年山形市訓令第8号）の規定を準用する。

この場合において、同規程の規定中「市長」とあるのは「管理者」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「総務部長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

（平7訓令6・一部改正）

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月改正）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月改正）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。